

令和5年度 第3回羽村市特別職報酬等審議会 会議録 (敬称略)	
1 日 時	令和5年12月4日(月) 午後6時～午後7時15分
2 会 場	羽村市役所東庁舎4階特別会議室
3 出 席 者	【会長】志田 保夫 【職務代理】西川 美佐保 【委員】浅野 光男、小山 克也、青木 真澄、下野 剛、堀口 勝也、安中 司 鈴木 悦子 【事務局】総務部長、職員課長、給与厚生係長 【説明員】議会事務局長
4 欠 席 者	なし
5 議 題	(1) 第2回会議録の確認 (2) 答申内容の審議
6 傍 聴 者	なし
7 配 布 資 料	配布資料 次第 令和5年度第2回羽村市特別職報酬等審議会会議録※未定稿 議会の議員の期末手当の支給月数等について(答申)(案)
8 会議の内容	<p><b>1. 議事</b></p> <p>&lt;以降、会長により進行&gt;</p> <p>(会長) それでは、次第に沿って議事を進行させていただく。まず事務局に確認するが、本日、傍聴の希望者はいるか。</p> <p>(事務局) 傍聴希望者なし。</p>
	<p><b>(1) 第2回会議録の確認</b></p> <p>(会長) 議事の(1)「第2回会議録の確認」について、事前に事務局から委員の皆様へ会議録(未定稿)を送付し、確認をお願いしていた。修正事項等がある場合には、事務局まで連絡していただくこととしていたが、事務局に連絡はあったか。</p> <p>(事務局) 修正事項についての連絡はなかった。</p> <p>(会長) 第2回会議録については、このまま市公式サイトで公表していくこととしてよいか。</p> <p>(委員一同) 異議なし。</p> <p>(会長) 皆様に御協力いただき、前回までの審議で諮問事項について、それぞれ結論を出していただいた。審議の際にいただいた意見をもとに、答申(案)を私と事務局で作成した。事務局から、答申(案)について説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 「議会の議員の期末手当の支給月数等について(答申)(案)」について説明する。今回、諮問を受けた背景を「はじめに」ということでまとめ、前ふりをしている。</p> <p>2番目に「審議内容」として、本日を含め3回の審議を行ってきたこと、期末手当の支給月数を判断するにあたっては、市の財政状況及びその推移、議員の</p>

職務内容や活動状況、都内 26 市の水準等を勘案するなど、総合的に判断したことを述べた上で、ある程度同じような意見については集約して、結論を導き出している。

また、答申なので、細かい数値などについては省略している。

なお、結論と同様の意見だけでなく、異なる意見も表記して、最終的に審議会としての意見集約を図っている。

続いて、それぞれの審議事項の「結論」について説明する。

1 ページの「2 審議事項」の「(1) 議会の議員の期末手当の支給月数について」は、「結論」にあるとおり、一般職職員並びに市長、副市長及び教育長の特別給の支給月数と同じ支給月数とすることが適当であると明記している。

2 ページの「(2) 議会の議員の期末手当の支給月数の決定のあり方について」は、「結論」にあるとおり、一般職職員並びに市長、副市長及び教育長の特別給の支給月数に準じて決定することが適当であると明記している。

(会長) 本日の審議としては、この答申(案)について、意見をいただきたい。

また、語句や言い回しなどについても、発言いただきたい。

(委員) よくまとめていただいている。審議内容とも合致している。

(委員) 皆さんの意見が反映されている。

(委員) よくまとめられている。

(委員) 前回、皆さんと異なる意見を述べたが、そのこともきちんと盛り込まれている。

(会長) この内容で答申を行いたい、よろしいか。

(委員一同) 異議なし

(会長) 次に、今回の答申は、議員の期末手当の支給月数を一般職職員並びに市長、副市長及び教育長の特別給の支給月数と同じ支給月数とする内容となっており、その改定時期について、意見をいただきたい。

(委員) 議員の期末手当の支給月数については、令和 7 年度に開催予定の審議会で議論されるのかどうか。

(事務局) 今回の答申(案)では、本審議会に諮らずに、一般職職員の特別給に準じて決定することが合理性、納得性があり適当であるとしている。2 年後の本審議会に諮るべきなのかどうかについては、皆さんからの意見によって、答申の表現を変えたいと思っている。

(委員) 「本審議会に諮らずに」という表現は消した方がよい。

(事務局) 「本審議会に諮らずに」という表現は、毎年行われる東京都人事委員会勧告に基づき決定していくのであれば、本審議会には諮らない、という意味である。おおむね 4 年に一度開催される本審議会には、議員の期末手当の支給月数の決定のあり方について諮問していく、ということを答申に盛り込んだ方がよい。

(委員) そうしていただきたい。

(事務局) 皆さんの意見を踏まえて表現を決定したい。

(会長) 皆さんの意見はいかがか。

(委員) 4年に一度開催される審議会の時に、議員の期末手当の支給月数について諮問すべき状況にあれば諮問すればよいと思う。特に諮問する必要がなければ諮問しなくてよいと思う。

(委員) 4年に一度の審議会に諮っていくべきと考える。「本審議会に諮らずに」という部分に、例えば「令和●年度まで」などと時限を追記すればよいのではないか。

(事務局) 議員の期末手当の支給月数については、条例において本審議会の所掌事項として定められていない。東京都の26市の状況を見ても、審議会に諮問せずに決定しているという自治体が10市ほどある。そのような状況を踏まえ、当市においても、4年に一度開催している本審議会に諮らずに決定していくとするのか、4年に一度の本審議会には諮っていくべきとするのかを議論していただきたい。

(委員) 4年に一度の審議会には諮っていくべきと考える。

(委員) 4年に一度の審議会に諮ればよく、臨時で審議会を開く必要はないと考える。

(会長) 審議会の開催頻度がおおむね4年に一度とのことであるが、これは条例等で定められているのか。

(事務局) 4年に一度という定めはない。これまでの慣例で、おおむね4年に一度となっている。この答申(案)の表現では、4年に一度の本審議会にも諮問しないということになる。しかし、委員からも意見があるとおり、定期的に本審議会に諮っていく必要があるということであれば、そのように答申(案)を変更したい。

(委員) 今まで議員の期末手当の支給月数について、4年に一度の審議会に諮問していたという認識でよいか。

(事務局) 平成29年度と令和3年度は、審議会に諮問した結果、一般職職員と合わせることを妥当であるという答申であった。それ以前は、条例に定めがないので諮問していなかった。

(委員) 令和3年度の審議会では、市長、副市長、教育長の期末手当の支給月数は一般職職員に準じるべきという答申だったのに、なぜ議員の期末手当の支給月数については、その都度本審議会に諮るべきという答申になったのか。

(事務局) 市長、副市長、教育長については、常勤の特別職であるということから、一般職職員に準じて決定していくことが妥当であるとの意見であった。議員については、非常勤の職務であり、兼業も可能であるということから、その都度本審議会に諮るべきとの意見であった。

(委員) 常勤か非常勤かの違いによるということか。

(事務局) そのとおりである。

(会長) 議員を取り巻く状況が変わってきており、兼業をする時間がないくらい忙しいという現状や、議員のなり手の確保という点からも報酬や期末手当を引き上げてよいのではないかという意見も出ていた。皆さんの意見をお願いしたい。

	<p>(委員) 議員の期末手当の支給月数は、何か月が妥当なのかということ私たち委員が決めてよいものなのかという疑問を感じている。支給月数の妥当性を委員がその場で決定してよいのかという重みを感じている。答申(案)に「合理性、納得性があり適当である」と記されているので、審議会に諮る時期を定める必要はないと思う。</p> <p>(委員) 私は答申(案)のとおりでよいと思う。</p> <p>(委員) 私も答申(案)のとおりでよいと思う。</p> <p>(委員) 「本審議会に諮らずに」という表現が、未来永劫ということであれば、疑問が残る。4年に一度の審議会には諮問すべきと考える。</p> <p>(委員) 私も4年に一度の審議会には諮問すべきと考える。</p> <p>(委員) 私も4年に一度の審議会には諮問すべきと考える。</p> <p>(委員) 私も定期的に見直す機会が必要と考える。社会情勢や審議会委員のメンバーも変わるので、違った物の見方が出てくると思う。議論した結果、変更しなくてよいということであれば、それはそれでよいと思う。</p> <p>(委員) 審議しないというのは危険なので、定期的に諮問すべきと考える。</p> <p>(委員) 議論する場は必要であると思うので、4年に一度の審議会には諮問すべきと考える。</p> <p>(会長) 4年に一度の審議会に諮問すべきという意見が多いようである。答申(案)を修正したいと思う。</p> <p>(事務局) 一定期間ごとに見直しは必要であるという趣旨の表現を加え、答申の日までに皆さんに修正した答申(案)を示したい。</p> <p>(会長) おおむね4年に一度開催している審議会に諮問していくということでしょうか。</p> <p>(委員一同) 異議なし。</p> <p>(事務局) 修正した答申(案)を皆さんに示すので、確認をお願いしたい。</p> <p>(会長) 次に、期末手当の支給月数の改定時期について、令和5年12月期からとしたいが、いかがか。</p> <p>(委員一同) 異議なし。</p> <p>(会長) それでは、改定時期については、令和5年12月1日とする。答申内容の確認がひと通り終了した。意見のあった部分については、調整させていただき、答申に反映させたいと思う。修正については、お任せいただいてもよろしいか。</p> <p>(委員一同) 異議なし。</p>
	<p><b>2. その他</b></p> <p>(会長) 議事は以上となるが、委員、事務局から何かあるか。</p> <p>(事務局) 委員の皆様には3回に渡り熱心に議論をいただき感謝する。本日の議論を答申に反映させ、皆様に確認をしていただき、会長と職務代理で市長に答申をお願いしたい。</p> <p>(事務局) 今回の会議録については、これまで同様に、事務局でまとめ、委員の皆さんに御確認をいただいた上で市公式サイト等に公表する。本日の議事にあった第2回の会議録については、修正なしであったので、そのまま公式サイト</p>

等で公表する。

**(会長)** それでは会長の私から、最後に一言御挨拶をさせていただく。今回の諮問事項は、議会の議員の期末手当の支給月数及びその決定のあり方についてどうするかという、極めて難しい内容であったが、委員の皆様の御協力、また、活発な御審議をいただいたことにより、無事、諮問事項に対する答申をまとめることができたことを改めて委員の皆様に感謝申し上げます。なお、答申書については、12月8日に、私と職務代理で市長にお渡ししたいと考えている。

職務代理からも一言お願いしたい。

**(職務代理)** 委員の皆様の御協力のおかげで答申がまとまった。感謝申し上げます。日頃私が考えていることを発言する場をいただき、感謝する。

**(事務局)** 議事進行と慎重な議論に感謝申し上げます。これをもって、第3回特別職報酬等審議会を終了とさせていただく。委員の皆様の御協力に感謝します。